

里庄町告示第 27 号

里庄町内事業者紹介掲載要領を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

里庄町長 赤木 功

里庄町内事業者紹介掲載要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、広報紙に町内事業者（以下、「事業者」という。）の事業内容等を掲載することにより、事業者の認知度向上を図ることを目的として、募集及び選定に関する事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第 2 条 広報紙に掲載する事業者は、次に掲げる各号の要件を満たす事業者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人であること
- (2) 町に根差した事業者として、様々な分野において地域貢献活動を行っている、又はユニークな取組や制度を行っていること、若しくは魅力的な従業員を有していること
- (3) 事業者の求人や広告宣伝ではなく、かつ営利目的ではないもの
- (4) その他、町長が適当と認める事業者

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの

- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動に関するもの
- (5) 宗教活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 町税等を滞納している事業者
- (9) その他、町長が不相当と認める事業者

(申込方法)

第3条 掲載を希望する事業者は、里庄町内事業者紹介掲載申込書（別記様式）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載内容は、広報紙編集段階において計2回の校正を行うことができるものとする。

(掲載順序・時期)

第5条 原則として申込順に掲載するものとする。ただし、事業者が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

2 広報紙への掲載は、1事業者につき1回限りとする。

(掲載の規格)

第6条 掲載の規格は原則、町の指定する文章量とし、掲載の位置等は町が定めるものとする。

(免責)

第7条 広報紙への情報掲載及び掲載内容による直接的、間接的、付随的若しくは結果的に発生する損害、経費、損失及び債務について、町はいかなる責任も負わない。

(掲載料)

第8条 広報紙への掲載料は、無料とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。